該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上であつた者に対するもの	をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。	
三　法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づき、当該認知機能検査の結果について第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であつた者に対するもの	一　教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（個人指導を行う者が一人のみである場合にあつては、一人の者に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。以下この表において同じ。）を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。	三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、二時間）
四　法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習	一　教本、自動車等、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。	二時間

13　違反者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一　［略］

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の下欄の方法によること。

一　違反者講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資するものとして国家公安委員会規則で定める活動（以下この項において「活動」という。）を体験させる場合	一　教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　活動を体験させること。

運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。 三　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。	［項を加える。］	
	［項を加える。］	

13　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

一　違反者講習を受けようとする者の選択により、運転者の資質の向上に資するものとして国家公安委員会規則で定める活動（以下この項において「活動」という。）を体験させる場合	一　教本、自動車等の構造見本、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 二　活動を体験させること。